

広島県告示第三百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	株式会社日本空港コンサル ンツ 代表取締役 松前 真二
住 所		東京都中央区勝どき一丁目一 三番一号 東京都中央区京橋三丁目一三 番一号
委託した年月日 (委託期間)		平成三〇年四月一日 (平成三〇年四月一日) 平成三一年三月三十一日